

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	救急救命士学校養成所指定規則
根拠条項	第6条
処分の概要	救急救命士養成所に対する報告の徴収及び指示
法令の定め	(報告の徴収及び指示) 第六条 行政庁は、指定施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。 2 行政庁は、指定施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。
処分基準	救急救命士学校養成所指定規則(平成3年8月14日 文部科学省・厚生労働省令第二号)、 救急救命士養成所指導要領(平成3年8月15日 健政発第497号)
処分担当課	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係(電話番号:ダイヤルイン 011-204-5250)
問い合わせ先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係(電話番号:ダイヤルイン 011-204-5250)
備考	HPアドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitoduki.htm</a>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

法令名	救急救命士学校養成所指定規則
根拠条項	第7条
処分の概要	救急救命士養成所の指定の取消し
法令の定め	(指定の取消し) 第七条 指定施設が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又は設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、行政庁は、指定施設の指定を取り消すことができる。
処分基準	前例がなく、現時点で基準を作成するのは困難。
処分担当課	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
問い合わせ先	保健福祉部地域医療推進局地域医療課救急医療係（電話番号：ダイヤルイン 011-204-5250）
備考	HPアドレス <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitotuduki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/yousei-jo-gyouseitotuduki.htm</a>